令和4年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会 議事録

令和4年12月15日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和4年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和4年12月15日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招 集 者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濵本 幾男
- 5 通知した項目
- (1) 議題

第1号議案 特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和5管理 年度における知事管理漁獲量について(諮問)

- 第2号議案 油いかを使用する釣り漁法の禁止について(委員会指示更新)
- 第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)
- (2) 報告事項
 - ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックの結果について
 - イ 第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
 - ウ 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
 - エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について (さば類)

6 出 席 者

(委員:13名)

演本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、若林 敏江、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦

(県及び事務局)

廣畑 二郎 水産振興課 生產振興班 主任 漁業調整取締班 主杳 松永 善文 主任 枝廣 直樹 下関水産振興局 萩・長門農林水産事務所 主査 勢登 章司 事務局長 天社 こずえ 事務局 書記 山根 知樹 書記 永尾 洋輔

- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果
 - (1) 議題
 - 第1号議案 特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和5管理 年度における知事管理漁獲量について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで適当である旨答申することとした。

第2号議案 油いかを使用する釣り漁法の禁止について (委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで異議ない旨答申することとした。

- (2) 報告事項
- ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックの結果について 事務局から説明を受けた。
- イ 第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について 水産振興課から説明を受けた。
- ウ 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について 水産振興課から説明を受けた。
- エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について(さば類) 水産振興課から説明を受けた。
- 9 審議の概要

天社事務局長 ただ今から令和4年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員定数15名のうち、13名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

演本会長 みなさんこんにちは。多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、今年度3回目の委員会ということで、次第のとおり議事が 予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願いいたしまして、はなはだ簡単で すが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

天社事務局長 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議

長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、 会長をもって充てる。」こととなっておりますので、濵本会長さんお願いたします。

濵本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は森澄委員、若林委員にお願いします。

それでは第1号議案「特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲量について(諮問)」を上程いたします。水産振興課から説明をお願いします。

廣畑主任

(資料1~21ページに沿って説明)

濵本会長

ただいま説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。

それでは、第1号議案については原案のとおりで適当である旨答申 することとしてよろしいですか。

濵本会長

全員異議なしと認めます。第1号議案は、適当である旨、回答することとします。

続いて、第2号議案「油いかを使用する釣り漁法の禁止について」 を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

山根書記

(資料22~23ページに沿って説明)

濵本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。

それでは第2号議案について原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

濵本会長

全員異議なしと認めます。第2号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第三号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間 について」を上程いたします。事務局の方から説明願います。 山根書記 (資料24~29ページに沿って説明)

演本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。

それでは第3号議案について異議がない旨回答することとしてよろしいでしょうか。

濵本会長 全員異議なしと認めます。第3号議案は原案に異議がない旨回答することとします。

本日の議案は、以上となります。

続いて報告事項に移ります。報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックの結果について」事務局より報告をお願いします。

永尾書記 (資料30~49ページに沿って報告)

演本会長 ただいまの報告について、どなたかご意見、ご質問はございますか。 よろしいですか。

> 続いて報告事項イ「第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会の 結果について」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任 (資料50ページに沿って報告)

濵本会長 ただいまの報告について、どなたかご意見、ご質問はございますか。

中島副会長 TAC 管理の部分なんですが、定置網の柔軟な漁獲管理の必要性について意見とありますが、クロマグロで定置の皆さんは相当苦労されている。量を超えたら全部逃がさないといけない等。

今後、TAC 管理が他の魚種まで広がっていく中で、同じような取り扱いにすると、とてもじゃないけど定置網漁業はやっていけない。なので定置網漁業については柔軟なルールが必要じゃないかという意見を言わせていただきました。底びきも似たようなところはあるんですけど。

これからこのような議論が活性化していくと思います。しかし、定 置網でブリが3匹入ったから逃がせとかは現実的にかなり難しい。ブ リだけならまだしもサワラ、トラフグなども入ってきたとき現場での 対応はとてもじゃないができないだろうと思いますので、その辺りは 柔軟な対応をするように、県からも国の方に言っといていただければ と思いますので、よろしくお願いします。

濵本会長 他に良いですか。

続いて報告事項ウ「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況 等の報告事項に係る報告について」水産振興課より報告をお願いしま す。

松永主査 (資料51~54ページに沿って説明。)

濵本会長 ただいまの報告について、どなたかご意見、ご質問はございますか。 よろしいですか。

> 続いて報告事項ウ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更に ついて(さば類)」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任 (資料55ページに沿って説明。)

濵本会長 ただいまの報告について、どなたかご意見、ご質問はございますか。

中島副会長 アジ、イワシの場合は75%になったら自動的に追加配分があると 説明があったが、これとは違うルールなのか。

廣畑主任 資料の5ページをご覧ください。国の留保はマアジの場合は20%、 サバ類についても20%あるのですが、国は追加配分のルールを2つ 示しています。

> 1つ目は①の75%ルール。これは75%を超えた場合、又は10 00トンを下回った場合などのトリガーに達したときに規定の計算式 に従って条件に合致すれば追加配分をいただけるというものです。

> 今回、サバ類で追加配分を受けたものは②に該当します。これは数量明示で配分を受けている関係者の合意があれば75%に到達しなくても追加配分を貰えるというものになっております。量についても制限がなく、合意に基づく配分というものになります。

濵本会長 他によろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他になに かありますか。

それではこれで委員会を終了いたします。

(13:50 終了)